

2019年度 学会参加時託児利用料補助事業要項

1. 事業の内容

研究者の研究と育児の両立を支援することを目的として、学会参加時の託児やベビーシッター利用料金の一部を補助する。

2. 支援対象者

弘前大学の研究者*で、国内外の学会及び付随する会議へ参加するために託児やベビーシッターを利用する者。育児休業中の研究者も対象とする。

*「研究者」とは、原則として、当該年度に代表者として科学研究費助成事業に代表者として申請した者とする。育児休業等の事情により上記条件を満たすことが困難な申請希望者については、育児休業前後の科学研究費助成事業の申請状況等、上の条件と同等とみなしうる活動状況を証明する書類の写しを添付すること。

3. 補助額及び申請回数

1申請あたり学会あるいは会議への出席1回を対象とし、その開催日数に関わらず支援対象となる子ども1名につき1万円を補助額の上限とする。(1万円を超えた分は利用者負担とする)

年度を通じた申請回数については制限しないが、託児終了後の書類提出前に重複して別の申請をする事は、開催期間が近接しているなどの事情がない限り原則として認めない。

4. 受付期間

2019年4月10日～2020年3月31日

(ただし、予算額に達した段階で受付を終了する場合がある。)

5. 支援対象となる子どもの年齢 (学年)

小学校6年生以下

6. 支援内容

- ・学会会場に設置された託児ルームの利用料金の補助
 - ・学会参加のために利用する託児施設利用料金の補助
 - ・学会参加のために利用するベビーシッターの利用料金の補助
- ※食事代やシッターの交通費等は含まない。

7. 利用申請のための提出書類

託児利用に先立ち、学会参加時の託児利用料補助事業利用申請書を添付し男女共同参画推進室に電子メールにて提出する。提出期限は、原則として学会開始日の1ヵ月前までとする。

8. 託児利用後の提出書類

以下(1)～(5)の書類を男女共同参画推進室まで、託児利用後1週間以内に提出する。

- (1) 立替払請求書
- (2) 領収書
(食事代等がある場合は利用料金とそれらを区別し、利用料金分のみに関する領収書)
- (3) 託児やベビーシッターを依頼した業者等の料金体系を示す資料のコピー
- (4) 参加した学会の名称と日時が分かる資料のコピー
- (5) 学会参加時の参加証(名札等)のコピー

9. その他

申請書類提出後、何らかの理由で託児やベビーシッターを利用しない場合は、速やかにその旨を男女共同参画推進室に連絡するものとする。

上記の定めのないものについては、申請者と男女共同参画推進室との間の協議により決定する。

【連絡先】

男女共同参画推進室

内線：3888

Email：equality@hirosaki-u.ac.jp